特別支援教育（小・中）

障がいについての基本的な理解のもとに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶことのできる校内体制整備の充実を図る。また、本人・保護者との合意形成のもと合理的配慮を提供し、児童生徒一人一人に対して充実した指導・支援を行う。

指　導　の　重　点	努　　力　　事　　項
《学校全体》	
1　校内の支援体制を整備し、全教職員で指導・支援を行う。	(1)　安心な学校づくりとわかる授業づくり等の**予防的な支援や特別な支援が必要な児童生徒の早期発見に努める**。 (2)　**校長のリーダーシップの下**、児童生徒の実態を学習面や生活面など多面的に把握し、**全教職員の共通理解**を図り、適切な指導・支援に当たる。 (3)　校内研修の実施や外部の研修会へ積極的に参加し、全教職員の特別支援教育に関する基本的な知識・技能の向上を図る。 (4)　特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会やケース会議を開催し、支援の必要な児童生徒の実態把握、支援内容・方法等の検討、（実践、）評価、改善を行う。 　必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援学校の地域支援センターや地域支援アドバイザーの活用を図る。 (5)　障がいのある子どもと障がいのない子どもの**交流及び共同学習（特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小・中学校、居住地校交流）を学校全体で計画的かつ継続的に取り組み、**全教職員が交流及び共同学習の目的や内容等を共有する。 (6)　学校だよりや保護者会等を活用し、継続して家庭や地域に特別支援教育の理解啓発を図る。
2　児童生徒の教育的ニーズに応じた指導･支援を行う。	(1)　児童生徒の**教育的ニーズを３つの観点（①障がいの状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえて整理**し、自立と社会参加を見据え、その時点で最も必要な教育を提供する。 (2)　家庭との共通理解を図るとともに、医療、福祉、保健等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行う。 (3)　一貫した指導・支援を行うために、本人・保護者との合意形成により合理的配慮を提供するとともに、**個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、活用**を図る。 (4)　交流及び共同学習においては、児童生徒の教育的ニーズを十分に把握し、豊かな人間性を育むとともに、教科等の目標が達成できるように努める。 (5)　学びの場の連続性を重視した対応として、知的障がいのある子どものための各教科等の目標や内容を、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理し、就学前機関や学校間とのつながりに留意する。 (6)　長期入院児童生徒や病気療養児の学習の機会を保障するとともに、在籍校は保護者や医療機関等の関係機関と連携を図る。
《通常の学級》	
1　児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校、家庭、地域及び医療等関係機関との連携を図る。	(1)　特別支援教育コーディネーターや管理職等の校内資源を十分に活用しながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握する。また、支援や配慮の必要な児童生徒については、個別の教育支援計画の作成・活用に努める。 (2) 入学時や進級・進学時には**関係機関と連携し、ケース会議等において個別の教育支援計画を活用しながら適切な引継ぎを行う**。

2　児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を工夫する。	(1)　前述の小・中学校の教育内容を十分に踏まえるとともに、個別の教育支援計画に明記した合理的配慮を提供しながら、支援を必要とする児童生徒一人一人へ具体的で分かりやすい指導方法を工夫する。 (2)　個別の教育支援計画や各教科等の年間指導計画を基に、**個別の指導計画を作成・活用**し、日々の指導・支援に当たる。 (3)　落ち着いた教室環境の整備や児童生徒がお互いの存在を認め合える学級経営について、学校全体で検討し実践する。

《特別支援学級・通級による指導》	
1　児童生徒一人一人の障がいの状態に応じて、適切な教育課程を編成する。	(1)　学校教育法施行規則第138条の規定に基づき、特に必要がある場合は、児童生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、自立活動を取り入れた特別の教育課程を適切に編成し、児童生徒一人一人の力を最大限に伸長できるように努める。
2　児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、目標を立て、課題を明確にして年間指導計画を作成・活用する。	(1)　年間指導計画は、児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズに応じ、「小・中学校学習指導要領」の趣旨を踏まえながら、「特別支援学校学習指導要領」及び「同解説」等を参考に適切に作成する。 (2)　年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒一人一人の障がいの状態、各教科等の既習事項や習得状況等について十分に実態把握をし、各教科等の教育の内容を選択し、授業時数の配当及び指導内容の組織をして作成する。 (3)　個別の指導計画のもと、自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難さを主体的に改善・克服することができるように**自立活動の充実**に努める。
3　児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、社会的・職業的自立に向けた教育活動を展開し、授業の充実に努める。	(1)　特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任、交流学級担当教員等の複数の教職員により、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用する。 (2)　児童生徒一人一人の社会的・職業的自立を見据え、長期・短期の指導のねらいや方針を明確にして、必要な資質が養われるようにキャリア教育の充実に努める。 (3)①　特別支援学級では、通常の学級との積極的な交流及び共同学習を推進し、集団活動の場を計画的、継続的に確保する。実施に当たっては、**交流及び共同学習におけるねらいを明確にして**、個別の教育支援計画に明記された合理的配慮を提供するとともに学びの充実に努める。 ②　通級による指導では、**個別の教育支援計画、個別の指導計画等を活用**して、児童生徒の**在籍学校・学級の教職員と連携し**、積極的に情報を共有する。通級による指導での学習内容と関連を図ることにより、在籍学級における指導の効果を一層高めるようにする。 (4)　特別支援学校の地域支援センターや地域支援アドバイザーを積極的に活用し、特別支援学級や通級による指導における個に応じた指導・支援の充実に努める。
4　指導と評価の一体化を図る。	(1)　**児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価**するとともに、指導内容や児童生徒の特性に応じて、単元や題材等の内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図る。 (2)　各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるように努める。